

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年5月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	20
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozimu.html">http://www.pref.kyoto.jp/somucho/bangoseido/dokuziriyozimu.html</a>

執行機関名 京都府知事

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	京都府府営住宅条例第2条第3号に規定する特別賃貸府営住宅の管理に関する事務(以下「特別賃貸府営住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1 第7の項 京都府府営住宅条例第2条第3号に規定する特別賃貸府営住宅の管理に関する事務(以下「特別賃貸府営住宅管理事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第1条	京都府府営住宅条例第2条第3号及び第7条、京都府府営住宅条例施行規則第7条の4
⑥事務の趣旨又は目的	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	京都府府営住宅条例 第2条 (3) 府が設置し、住民に賃貸するための住宅及びその附帯施設で、府営住宅及び特定公共賃貸府営住宅以外のものをいう。 第7条 5 特別賃貸府営住宅の入居者は、第1項各号に掲げる条件(高齢者等にあつては同項第2号から第4号までに掲げる条件、被災居住者等にあつては同項第3号及び第4号に掲げる条件)のほか、次に掲げる条件(被災居住者等にあつては、第2号に掲げる条件)を具備する者でなければならない。 (1) 規則で定める基準の収入があること。 京都府府営住宅条例施行規則 第7条の4 条例第7条第5項第1号に規定する規則で定める基準は、入居の申込みをした日において、収入が令第9条第1項に規定する額以下であることとする。※令:公営住宅法施行令 公営住宅法施行令 第九条 法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元とする。
⑦独自利用事務の関連規範		京都府府営住宅条例 京都府府営住宅条例施行規則